ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について

令和4年6月10日財関第438号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアに対する先端的な物品等の輸出の禁止措置を実施することが決定され、5月10日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和4年政令第213号）等が6月17日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸出の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

１．税関における審査に際しては、通関関係書類等により経済産業大臣の輸出の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸出の禁止措置の実効性を確保すること。

２．上記により適正な通関の徹底を図るほか、事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

（別紙）

令和4年6月10日20220606貿局第2号

財務省関税局長　殿

経済産業省貿易経済協力局長

ロシアを仕向地とする貨物自動車等の輸出禁止措置について

上記の件について、令和4年6月10日付け閣議決定に基づき、別紙のとおり輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

政令第二百十三号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「からモまで」の下に「、第二号の二」を加える。

別表第二の三第二号の次に次の一号を加える。

二の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）

イ　木材及びその製品のうち、次に掲げるもの

⑴　化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板並びにその他の縦にひき、平削りし、又は丸剝ぎした木材

⑵　木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品

ロ　鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器

ハ　手工具用又は加工機械用の互換性工具並びに機械用又は器具用のナイフ及び刃

ニ　ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

⑴　蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品

⑵　発生炉ガス発生機、水性ガス発生機又はアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機の部分品

⑶　蒸気タービンの部分品

⑷　反動エンジン、液体原動機及び気体原動機

⑸　気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品

⑹　エアコンディショナー

⑺　カレンダーその他のロール機の部分品

⑻　遠心分離機及びその部分品

⑼　噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品

⑽　プーリータックル及びホイスト

⑾　デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック

⑿　昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械

⒀　ブルドーザー、アングルドーザー、メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー

⒁　くい打ち機、くい抜き機、コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機

⒂　繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械

⒃　製本用機械の部分品

⒄　箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械

⒅　印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品

⒆　印刷機並びにその部分品及び附属品

⒇　人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械

(21)　紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（その部分品及び附属品を含む。）並びに部分品及び附属品

(22)　洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品

(23)　原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品

(24)　転炉

(25)　金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤

(26)　平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械

(27)　木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

(28)　ツールホルダー及び自動開きダイヘッド

(29)　謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械

(30)　子式計算機の部分品及び附属品

(31)　選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、捏和(ねつか)機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機

(32)　ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械及びこれらの機械又は電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械の部分品

(33)　ゴム若しくはプラスチック又はこれらを材料とする物品の成形用機械

(34)　土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械及び産業用ロボット並びにこれらの機械又は動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂の抽出用若しくは調製用の機械、綱若しくはケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品

(35)　鋳型ベース、鋳造用パターン及び鉱物性材料の成形用の型

(36)　減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、安全弁及び逃がし弁

(37)　針状ころ軸受及び玉軸受又はころ軸受の部分品

(38)　ガスケットその他これに類するジョイント、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール

ホ　電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの

⑴　直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター

⑵　トランスフォーマー

⑶　電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ

⑷　一次電池の部分品

⑸　ニッケル・カドミウム蓄電池

⑹　電子ビーム炉

⑺　ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器

⑻　鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器の部分品

⑼　固定式コンデンサー

⑽　固定式電気抵抗器

⑾　電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器

⑿　アーク灯

⒀　熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品

⒁　粒子加速器

⒂　電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手

ヘ　鉄道用機関車、炭水車、鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両及び無蓋車

ト　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの

⑴　貨物自動車

⑵　特殊用途自動車

⑶　自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品

⑷　トレーラー及びセミトレーラー

チ　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器及び精密機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

⑴　写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器

⑵　土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器並びにこれらの機器又は測距儀の部分品及び附属品

⑶　積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品

⑷　テストベンチ

⑸　液体式又は気体式の自動調整機器

別表第二の三第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

附　則

（施行期日）

１ この政令は、令和四年六月十七日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２ この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（傍線部分は改正部分）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| （輸出の承認）  第二条　次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。  一　別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出  一の二　別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出  一の三　別表第二の三（第二号フからモまで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出  一の四　別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出  一の五　ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号ヘにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出  一の六　ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第二号フからモまで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）  一の七　ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）  二　（略）  ２・３ （略）  別表第二の三（第二条、第四条関係）  一　別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物  二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）  イ～ケ（略）  二の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）  イ　木材及びその製品のうち、次に掲げるもの  ⑴　化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板並びにその他の縦にひき、平削りし、又は丸剝ぎした木材  ⑵　木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品  ロ　鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器  ハ　手工具用又は加工機械用の互換性工具並びに機械用又は器具用のナイフ及び刃  ニ　ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの  ⑴　蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品  ⑵　発生炉ガス発生機、水性ガス発生機又はアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機の部分品  ⑶　蒸気タービンの部分品  ⑷　反動エンジン、液体原動機及び気体原動機  ⑸　気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品  ⑹　エアコンディショナー  ⑺　カレンダーその他のロール機の部分品  ⑻　遠心分離機及びその部分品  ⑼　噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品  ⑽　プーリータックル及びホイスト  ⑾　デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック  ⑿　昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械  ⒀　ブルドーザー、アングルドーザー、メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー  ⒁　くい打ち機、くい抜き機、コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機  ⒂　繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械  ⒃　製本用機械の部分品  ⒄　箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械  ⒅　印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品  ⒆　印刷機並びにその部分品及び附属品  ⒇　人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械  (21)　紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（その部分品及び附属品を含む。）並びに部分品及び附属品  (22)　洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品  (23)　原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品  (24)　転炉  (25)　金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤  (26)　平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械  (27)　木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品  (28)　ツールホルダー及び自動開きダイヘッド  (29)　謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械  (30)　子式計算機の部分品及び附属品  (31)　選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、捏和(ねつか)機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機  (32)　ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械及びこれらの機械又は電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械の部分品  (33)　ゴム若しくはプラスチック又はこれらを材料とする物品の成形用機械  (34)　土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械及び産業用ロボット並びにこれらの機械又は動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂の抽出用若しくは調製用の機械、綱若しくはケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品  (35)　鋳型ベース、鋳造用パターン及び鉱物性材料の成形用の型  (36)　減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、安全弁及び逃がし弁  (37)　針状ころ軸受及び玉軸受又はころ軸受の部分品  (38)　ガスケットその他これに類するジョイント、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール  ホ　電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの  ⑴　直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター  ⑵　トランスフォーマー  ⑶　電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ  ⑷　一次電池の部分品  ⑸　ニッケル・カドミウム蓄電池  ⑹　電子ビーム炉  ⑺　ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器  ⑻　鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器の部分品  ⑼　固定式コンデンサー  ⑽　固定式電気抵抗器  ⑾　電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器  ⑿　アーク灯  ⒀　熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品  ⒁　粒子加速器  ⒂　電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手  ヘ　鉄道用機関車、炭水車、鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両及び無蓋車  ト　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの  ⑴　貨物自動車  ⑵　特殊用途自動車  ⑶　自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品  ⑷　トレーラー及びセミトレーラー  チ　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器及び精密機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの  ⑴　写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器  ⑵　土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器並びにこれらの機器又は測距儀の部分品及び附属品  ⑶　積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品  ⑷　テストベンチ  ⑸　液体式又は気体式の自動調整機器 | （輸出の承認）  第二条　次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。  一　別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出  一の二　別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出  一の三　別表第二の三（第二号フからモまで及び第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出  一の四　別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出  一の五　ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号ヘにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出  一の六　ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第二号フからモまで及び第三号を除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）  一の七　ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）  二　（略）  ２・３ （略）  ２・３ （略）  別表第二の三（第二条、第四条関係）  一　別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物  二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）  イ～モ（略）  （新設） |
| 三　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。）  イ～ツ（略） | 三　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）  イ～ツ（略） |